地階を除く階数が十一以上のもの	屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	［略］

3　［略］

［一　略］

二　［略］

イ　次の(イ)から(ハ)に掲げる階又は部分に設置すること。

(イ)　特定共同住宅等の十一階以上の階及び特定住戸利用施設（十階以下の階に存するものに限る。）

(ロ)　特定共同住宅等で、住戸利用施設の床面積の合計が三千平方メートル以上のものの階のうち、当該部分が存する階（(イ)に掲げる階及び部分を除く。）

(ハ)　特定共同住宅等で、住戸利用施設の床面積の合計が三千平方メートル未満のものの階のうち、当該部分が存する階で、当該部分の床面積が、地階又は無窓階にあっては千平方メートル以上、四階以上十階以下の階にあっては千五百平方メートル以上のもの（(イ)に掲げる階及び部分を除く。）

［ロ～チ　略］

三　［略］

［イ～ホ　略］

ヘ　住戸利用施設（令別表第一(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。以下この項において同じ。）に設ける共同住宅用自動火災報知設備にあっては、住戸利用施設で発生した火災を、当該住戸利用施設の関係者（所有者又は管理者をいう。）又は当該関係者に雇用されている者（当該住戸利用施設で勤務している者に限る。）（以下「関係者等」という。）に、自動的に、かつ、有効に報知できる装置を設けること。

［ト　略］

四　［略］

［イ～ハ　略］

ニ　住戸利用施設に設ける住戸用自動火災報知設備にあっては、住戸利用施設で発生した火災を、当該住戸利用施設の関係者等に、自動的に、かつ、有効に報知できる装置を設けること。

［ホ・ヘ　略］

地階を除く階数が十一以上のもの	屋内消火栓設備（十一階以上の階に設置するもの及び十階以下の階に存する特定福祉施設等に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	［同上］

3　［同上］

［一　同上］

二　［同上］

イ　特定共同住宅等の十一階以上の階及び特定福祉施設等（十階以下の階に存するものに限る。）に設置すること。

［新設］

［新設］

［新設］

［ロ～チ　同上］

三　［同上］

［イ～ホ　同上］

ヘ　福祉施設等に設ける共同住宅用自動火災報知設備にあっては、福祉施設等で発生した火災を、当該福祉施設等の関係者（所有者又は管理者をいう。）又は当該関係者に雇用されている者（当該福祉施設等で勤務している者に限る。）（以下「関係者等」という。）に、自動的に、かつ、有効に報知できる装置を設けること。

［ト　同上］

四　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　福祉施設等に設ける住戸用自動火災報知設備にあっては、福祉施設等で発生した火災を、当該福祉施設等の関係者等に、自動的に、かつ、有効に報知できる装置を設けること。

［ホ・ヘ　同上］